

議会議案第 4 号

中澤克之議員に対する問責決議について

中澤克之議員の責任を問うことに関し、次のとおり決議する。

令和 8 年（2026 年）9 月 2 日提出

提出者 鎌倉市議会議員 武野裕子

同 同 上 小野田 康成

同 同 上 中村 聡一

同 同 上 大石 香

同 同 上 糸田川 まなか

中澤克之議員に対する問責決議

中澤克之議員は議長の立場にありながら、令和8年7月15日開催の本会議において、市議会議員が動議を提起した際に、動議の内容を発議者に確認せず、職権により本会議を休憩にした。その後、市議会議員17人が連署により開議請求書を提出したにもかかわらず、議長であった中澤克之議員はその日の会議を再開せず、流会させた。

また、令和8年7月16日開催の本会議において、市議会議員が動議を提起した際に、動議の内容を発議者に確認せず、職権により本会議を休憩にした。その後、市議会議員13人が会議を再開するよう求めたにもかかわらず、議長であった中澤克之議員はその日の会議を再開せず、流会させた。

さらに、当該本会議には、中澤克之議員に対する懲罰動議が有効な署名人数により文書で事前に提出されていたが、議長であった中澤克之議員は本会議で取り扱わず、流会により無効となった。6月定例会は7月16日が会期末であったため、6月定例会は閉会となった。懲罰動議は懲罰事由の発生日から起算して3日以内に提起しなければ時効とされているため、本件に関する懲罰動議を提出する機会が奪われた。

6月定例会が流会になったことで7月16日の議事日程となっていた各常任委員会からの閉会中継続審査要求を取り扱えなかったため、会期末の到来により、市民からの陳情27件（総務常任委員会5件（うち未審査3件）、教育こども常任委員会4件、観光厚生常任委員会9件、建設常任委員会9件）、が廃案となり、総務常任委員会の報告事項5件が未実施となったことは市民にも多大なる影響を与えた。

中澤克之議員の行為は、地方自治法第114条第1項違反であり、議会の秩序を乱し、議会の品位を著しく傷つける行為であり、市民の信頼を失墜させるものである。

よって、本市議会は、中澤克之議員の責任を問い、猛省を強く求める。

以上、決議する。

令和8年（2026年）9月2日

鎌倉市議会